青少年相談宣だより

·愛のパトロール[·]



薬物乱用防止啓発活動第

2弾

の大人が「正しい知識を持つこ

や家庭内での教育のほ

か、

地域

▼「薬物乱用防止教育指導員 養成講習会」に参加して

が開催され、 教育調査官などを招いて、 しました。 察、 用防止教育指導者養成講習会 昨 年 12 保健所、 月に茨城県庁において 相談員2人が参加 文部科学省健康

▼ 「危険ドラックの現状

げられることが多くなっている 聞、ニュース番組で多く取り上 名称決定以降も関連の事件が新 れました。これまでにも痛まし ように思われます。 い事件は起きていましたが、新 に「危険ドラック」と名称変更さ していた薬物は、 これまで合法ドラックと称さ 青少年や大人が安易に使用 昨年7月22日

ル・ビデオクリーナー・バスソ で「お香やハーブ・アロマオイ 大麻に化学構造を似せて合成さ た物質などが添加された物質 危険ドラックは、覚せい剤や

> 罪を引き起こす、 物です。 他人を巻き込んだ交通事故や犯 ていますが、 販売されています。いずれも「合 やインターネットなどを介して 物ではないように偽装し、 |康被害の発生にとどまらず、 ト」などと称して、 「安全」などと偽って売られ 使用すると自身の 大変危険な薬 危険 な薬

占めているということです(全国) 犯者でその7割が20~30歳代が 乱用者の8割は、 薬物乱用初

▼「薬物乱用を防止するには どうしたらいいのでしょうか.

②誘いに対して断ることが自分 持たないようにするには、 青少年が危険ドラックに興味を などの指導が行われています。 ③自分がかけがえのない存在で ①怖さと影響力について知る ラックのような薬物を安易に購 学校教育の現場では、 あることを知る を守ることだと知る 使用しないように 危険ド

す。 こと」が大変重要となってきま となります。 使用に対する予防のひとつの ろしさを話し合うことは、 ▼「青少年の保護者や地域の と」「薬物乱用のリスクを知る と」「薬物問題に関心を持つこ 地域で危険ドラックの持つ恐 薬物

みなさんへ.

を向け、 を深め、 しくみんなで見守りましょう! 危険ドラックや覚せい剤 大麻など薬物問題への関心 あたたかく、 未来ある若者たちに目 そして厳

「青少年の健全育成に協力する店」(新規登録店) カラオケ8823

青少年を非行や犯罪から守るために家庭・地域・社会が一体となって青 少年の健全育成のための環境を整えることが重要です。

市では、「青少年の健全育成に協力する店」の登録を進めており、青少年の 健全育成条例の順守など青少年のためのより良い環境づくりにご協力を頂 き、平成27年2月1日現在、登録数は104店舗となっています。

今後も青少年の健全育成のために地域の皆さんのご理解とご協力をお願 いします。



見たことがありますか! このステッカー



登録店舗にはこのステッカーが 貼られています。

立入調

について調査した状況をお知らせ いる2店舗と、携帯電話やがん具 古書などの買い取り販売を行って ただいている店舗で、 成に協力する店」として登録をい 調査の対象は、「青少年の健全育 雑貨などを販売する複合店 今回は主に

牛久第一中学校区

月13日に古書店で立入調査を実施しま 牛久第一中学校区では、 平成 26 年 11

り不可となっているそうです。 生証の提示を促し、18歳以下は買い取 り時には、 ず年齢確認しているそうです。 されていました。また販売時には、 区分されており、 ついて陳列は規定通りの仕切りで表示 店長にお話を伺いました。有害図書に 取り扱いや買い取り時の対応について 今回の調査では、 年齢確認と免許証または学 本はビニールで包装 主に※有害図書の 買い取

青少年健全育成への理解と協力をお願 ての意識が高いと感じました。 従業員の方々は青少年健全育成につい 今回の立入調査では、 終了しました。 店長をはじめ 今後も

なっていました。

客の出入りがはっきりと見えるように

※有害図書とは…青少年の健全な育成 包括指定した図書を指す。 を阻害する恐れのある書籍やビデオ DVDなどで個別あるいは



アダルト向け DVD の陳列 状況を確認する相談員

牛久第三中学校区

いました。 入場制限の対応などについて店長に伺 い取り時の年齢確認の実施状況と深夜 図書の取り扱い状況や商品の販売、 査を実施しました。調査内容は、 売・買い取りを行っている店で立入調 车 11月20日に図書とDVDの販 有害 買

入口は、「18歳未満はお断り」と表示し せんでした。 た、店の従業員がいるカウンター た暖簾で仕切りがされていました。ま 成人向けの図書とDVDコーナーの 入口付近の一 この中に有害図書は混じっていま 般図書の陳列品は古書 から

お店を利用するとのことですが、利用者 小学生から大人まで幅広い年齢層が

個別指定有害図書の取り扱いはない 質疑応答と店内パトロールの結果

許証・健康保険証などの身分証の提示 いる午後11時以降はないそうです。 未成年者の来店は、 はほとんど成人だということです。また、 を徹底しているということです。 このような調査結果から店長、従業 商品の売り買い時の年齢確認は、 条例に定められて 免

願いして立入調査を終えました。 引き続き青少年の見守りのご協力をお して意識が高いことが分かりました。 員の皆さんとも青少年の健全育成に関



相談員

調査表をもとに店長に質問をする

牛久南中学校区

ているか立入調査表に基づき、 少年の健全育成条例」に適正に対応し がん具・雑貨・古物など)で「茨城県青 書・ゲームソフト・家電・携帯電話 お話を伺いました。 11月28日、さくら台にある複合店(古 店長に

ける相談員

成人コーナー 別されている。 は暖簾ではっきり区

5万円以上の商品は、 買い取り販売は、 の証明書提示が必要 証などで確認し、青少年には売らない 免許証、 顔写真付き

*有害器具の取り扱いをしている 法に基づき売り先を書く。 刀物・がん具・銃などは銃刀

というように取り扱われていること のは買わない。 外国人の場合は、パスポー の提示を求め、 盗品と思われるも -トなど

をお聞きしました。

願いし、終了しました。 する店」として法令の遵守などをお ※有害器具とは…青少年に有害な器 今後も「青少年の健全育成に協力

ガン、バタフライナイフなどを指す。

具で大人のおもちゃ、エアソフト

店長(写真右)に販売状況の説明を受

児童福祉課☎内線1732